

平成27年 3月27日公布
岩手県条例第35号

県が締結する契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により締結する県が発注する工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに同法第244条の2第3項の規定による県の公の施設の管理に係る協定をいう。
- (2) 特定県契約 県契約（県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約を除く。）のうち、第8条の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- (3) 受注者 県と県契約を締結した者をいう。
- (4) 特定受注者 県と特定県契約を締結した者をいう。
- (5) 下請負者等 次のア又はイに掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の県以外の者から県契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に掲げる事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために県契約に係る業務に従事させるもの

(基本理念)

第3条 県契約は、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。

- (1) 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性
- (2) 経済性に配慮された上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止が図られていること、価格以外の多様な要素をも考慮されていること等により、総合的に優れた内容となっていること。
- (3) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

2 県契約は、契約の性質又は目的に応じ、事業者の次に掲げる取組に配慮されたものでなければならない。

- (1) 地域における雇用の確保、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって県内に事務所又は事業所を有するものの受注の機会の確保、県産品（県内で生産されたもの若しくは県内で生産されたものを原材料とするもの又は県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者が生産したものをいう。）の利用の促進

、事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継その他の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組

- (2) 障がい者その他の就業に関する支援を必要とする者の雇用の促進に資する取組、県民の安全で安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その他の社会的な価値の向上に資する取組

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進するものとする。

(受注者及び下請負者等の責務)

第5条 受注者及び下請負者等は、基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行するものとする。

(基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等)

第6条 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組

- (2) 第3条第2項各号に掲げる取組（事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるものその他規則で定めるものに限る。）

を促進するための県の取組

(受注者及び下請負者等の法令遵守)

第7条 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。

- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。

- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出（規則で定める者に係るものに限る。）をすること。

- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に係るものに限る。）をすること。

- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

(特定県契約に係る措置)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。

2 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。

3 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第9条 適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌)

第10条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県契約の総合的に優れた内容の確保に関すること。
- (2) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に関すること。
- (3) 県契約において配慮すべき事項に関すること。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第14条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(会長への委任)

第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条から第3条まで、第9条から第16条まで並びに次項及び附則第3項の規定 平成27年4月1日
 - (2) 第8条の規定 平成29年4月1日までの間において規則で定める日
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この条例を施行するために必要な第6条の規定による取りまとめの準備は、この条例の施行前においても行うことができる。

県が締結する契約に関する条例施行規則

平成 27 年 10 月 2 日岩手県規則第 83 号

改正

平成 28 年 11 月 18 日岩手県規則第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 号の規則で定める種類及び金額の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める種類は、次の表の左欄に掲げる種類とし、同号の規則で定める金額の要件は、同欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の要件とする。

種 類	金額の要件
1 工事の請負に係る契約（契約期間が 6 か月を超えるものに限る。）	予定価格が 5 億円以上であること。
2 業務（清掃、警備（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する警備業務用機械装置を使用して行うものを除く。）、駐車場の管理、施設における来訪者の受付又は設備（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿浄化槽に限る。）の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含むものに限る。）を委託する契約（契約期間が 6 月を超えるものに限る。）	予定価格が 3,000 万円以上であること。
3 公の施設の管理（清掃等業務のいずれかを含むものに限る。）に係る協定（指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の期間が 6 月を超えるものに限る。）	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又は委託料の額が 3,000 万円以上であること。

(条例第 6 条第 2 号の規則で定めるもの)

第 3 条 条例第 6 条第 2 号の規則で定めるものは、事業者における条例第 3 条第 2 項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

(条例第 7 条第 4 号の規則で定める者)

第 4 条 条例第 7 条第 4 号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

(1) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 9 条第 1 項に規定する世帯主又は同法に規

定する国民健康保険組合の組合員

- (2) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 号被保険者（特定県契約に係る措置）

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定による報告の求めは、知事が定める期間における条例第 7 条各号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約のうち知事が指定するものに係る特定受注者に対し、別に定める様式による書面により行うものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の規定による報告の求めを受けた特定受注者は、別に定める様式による報告書により、第 1 号に掲げる労働者に係る第 2 号に掲げる事項を、知事が定める期限までに報告しなければならない。

(1) 特定県契約の履行の場所において当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者（管理又は監督に係る業務その他知事が別に定める業務に従事する労働者を除く。）のうち、次に掲げる特定県契約の種類に応じ、それぞれに定める労働者

ア 第 2 条の表の 1 の項に掲げる契約 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する元請負人又は同項に規定する下請負人に雇用される労働者

イ 第 2 条の表の 2 の項に掲げる契約及び同表の 3 の項に掲げる協定 清掃等業務に従事する労働者

(2) 労働者の 1 時間当たりの賃金の額及び社会保険への加入状況、特定受注者及び下請負者等の労働保険番号、労働者に対して賃金を支払った年月日その他知事が必要と認める事項

3 条例第 8 条第 2 項の規定による調査は、書面又は面談により行うものとし、知事は、当該調査を行う場合においては、別に定める様式による通知書により、あらかじめその旨を特定受注者に対して通知するものとする。

（特定県契約に係る特定受注者の遵守事項）

第 6 条 特定受注者は、特定県契約の履行の場所、当該特定受注者の事務所その他の前条第 2 項第 1 号に掲げる労働者の見やすい場所に掲示する方法その他の知事が定める方法により、県と締結した県契約が特定県契約である旨を当該労働者に明らかにしなければならない。

2 特定受注者は、特定県契約の履行に当たり下請負者等と下請、再委託等に係る契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならない。

(1) 知事が特定受注者に対して条例第 8 条第 1 項の規定による報告を求めたときは、下請負者等は、特定受注者からの求めに応じ、別に定める様式による報告書により特定受注者に対して報告しなければならないこと。

(2) 下請負者等が更に当該特定県契約に係る下請、再委託等に係る契約を締結する場合においても、前号に掲げる事項を約さなければならないこと。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の県が締結する契約に関する条例施行規則第 2 条、第 5 条及び第 6 条の規定は、この規則の施行の日以後に締結される県が締結する契約に関する条例（平成 27 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する県契約について適用する。